

大項目	中項目
適用除外施設	4 65歳到達 適用除外施設Zで65歳到達した場合

措置市町村＝施設所在地市町村と仮定

当該市町村A

適用除外施設 Z  
65歳到達

① 連絡票の送付

- ・当該市町村A市の措置部局は介護保険担当部局へ、65歳到達の1ヶ月前までに連絡票を送付する。
- ・適用除外施設Zがハンセン病療養所の場合、適用除外施設ZはA市の介護保険担当部局へ、連絡票を送付する。

② 被保険者台帳の更新

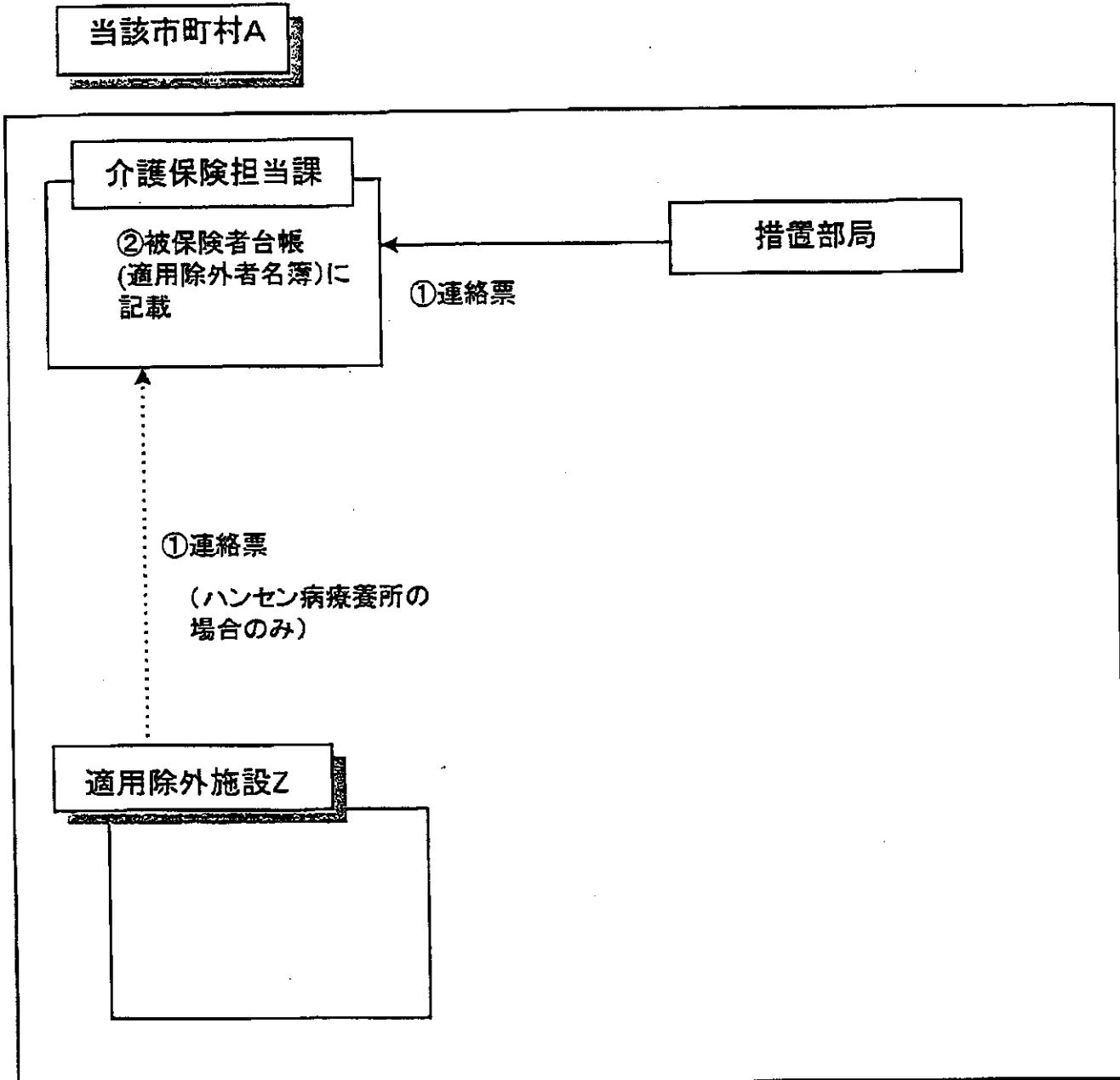
- ・介護保険担当部局は適用除外者名簿に記載する。

備考

入所者の住所が別の市町村にある場合は、当該市町村の介護保険担当部局に連絡票を送付する。

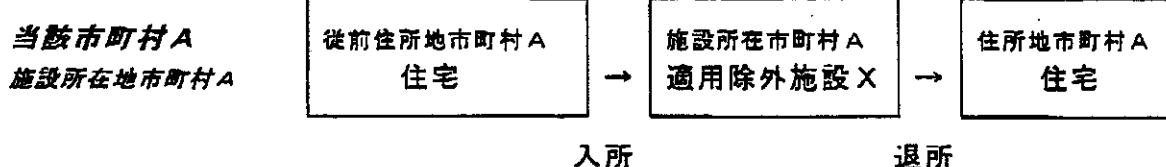
連絡票は別紙1の様式を使用

4 65歳到達 適用除外施設Zにて65歳到達



大項目	中項目
適用除外施設	5 入所証明書交付 A市の適用除外施設Xに入所していた場合

措置市町村 = 施設所在地市町村と仮定



- ① 適用除外施設入所証明書の発行申請
  - ・被保険者は、措置部局又は適用除外施設X（ハンセン病療養所の場合のみ。以下同じ）に入所していた旨とその期間について、証明書の発行を適用除外施設Xに申請する。
- ② 入所証明書の発行
  - ・措置部局又は適用除外施設Xは、申請した被保険者に対し、入所証明書を発行する。
- ③ 入所証明書の提出
  - ・被保険者は、措置部局又は適用除外施設Xに入所していた期間に住所を置いていた当該市町村A市に、入所証明書を提出する。
- ④ 被保険者台帳の更新
  - ・介護保険担当部局は被保険者台帳の被保険者資格履歴を変更し、保険料賦課額の変更等を行う。

#### 備考

何らかの理由で、適用除外施設に入所していないながら当該市町村A市に連絡が行われず、被保険者台帳の更新、適用除外者名簿の更新等が行われなかった場合を想定。

連絡票は別紙3の様式を使用

## 5 入所証明書交付

A市 在宅 → A市 X施設 → A市 在宅

